

【取扱い厳重注意】

平成23年11月30日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 仁保 智紀

平成23年11月16日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

東京電力原子燃料サイクル部部長 宮川 俊晴

2 聴取日時

平成23年11月16日午後1時00分頃から同日午後2時00分頃まで

3 聴取場所

事故調事務局聴聞室1

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

海域モニタリングについて
別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

宮川部長は、3月下旬頃から、東電において海域モニタリングを担当し、保安院、文科省等との調整に当たった。

2. 茨城県沿岸における海域モニタリング実施の経緯

私（宮川部長）は、3月17日から26日まで、福島県郡山市において、日本原燃の職員として電力支援チームの事故対応活動の取りまとめに当たった。その後の4月3日、東電から電話があり、同社の事故対応を手伝ってほしいと言われた。これを受け、同月5日から、東電本店に置かれた統合本部の六つのプロジェクトチームの一つである環境影響評価チームのチームリーダーとして、陸域及び海域モニタリングを中心に、事故対応に当たることとなった。

私（宮川部長）が着任した直後は、2号機タービン建屋の高濃度汚染水が港湾に漏出していたことが判明したタイミングであったため、その後の数日間は、漏えい量の調査及び評価並びに保安院への報告に忙殺された。

海域モニタリングについては、私（宮川部長）が着任した4月5日の時点で既に、文科省が第一原発から30kmの沖合で、東電が同原発から15kmの沖合で実施しており、その開始経緯や役割分担に関するやりとりについては承知していない（詳細は東電の■■氏に聞いてほしい）。

その後、4月6日又は9日（はっきりとは覚えていない）に、同月4日に東電が実施した低濃度汚染水の海洋放出について、茨城県知事及び同県の湾岸9市町村から抗議があり、同県沿岸の海域でもモニタリングを実施してほしいとの要請があった。

これを受け、社内で検討した結果、同県は原発の立地県ではないものの誠意をもって対応する必要があると判断し、同県の（コウナゴの漁場である）岸に近い海域の5地点でモニタリングを実施することを決定し、この決定を統合本部に詰めていた細野補佐官にも報告した。その後、このモニタリングを実施するため、茨城県知事とも相談の上、同県の漁協に対して船舶を手配してもらうようお願いした。

その後、上記の茨城県沖での海域モニタリングの詳細がある程度固まった4月10日過ぎ、私（宮川部長）から文科省（星野氏が対応）に報告したところ、星野氏からは、「東電の好きなようにやっていただいて結構です。ただし、東電が行う海域モニタリングの状況はリアルタイムで伝えて下さい。」との反応があった。

なお、経緯はよく分からないが、同じくらいのタイミングで、茨城県から国に対しても同様の要請がなされ、文科省も、海上保安庁の船舶を用いて茨城県沖合の5地点における海域モニタリングの実施を決定したと聞いている。

その後、海上保安庁が上記5地点でサンプリングを2度実施した時点で、文科省から、「サンプルの分析に関する契約が締結できていないので、最初の2回分のサンプルを東

【取扱い嚴重注意】

電の施設で分析してほしい。」との要請があった。当時、分析器を保有する東電の発電所のうち、福島第一原発の分析器は事故の影響で使用できず、福島第二原発の分析器もフル稼働であり、また、柏崎刈羽原発まで送ることは困難であったので、茨城県東海村にある日本原電（日本原子力発電株式会社）東海第二原発に分析を依頼した。

3. 5月6日に公表された「海域モニタリングの広域化」の策定経緯

3月19日から21日にかけて、統合本部に詰めていた細野補佐官から、文科省、保安院、農水省、厚労省及び東電（宮川部長等が対応）が東電本店に呼ばれ、海域モニタリングの実施に関する協議が行われた。

この協議においては、文科省は、「自省は漁業を担当する省庁ではなく、あくまで、海水や海底土のモニタリングを行う予定である。」との考え方を述べており、水産庁は、「魚介類の汚染状況を調査して、ネガティブな結果が出た場合、そのようなデータを公表するのはいかななものか。実際に魚のサンプリングを行う前に、周辺海域のモニタリングを実施してほしい。」と主張していた。

私（宮川部長）の記憶では、細野補佐官は、早期の漁業再開を見据えて、必要なモニタリングを実施すべきとの問題意識を持っており、関係省庁間で上記のようなやり取りがなされているのを聞いて、「なぜ水産庁は文科省に海水サンプリングの実施を要請しないのか。漁業関係者が困っているのだから、各省庁は知恵を出して海域モニタリングを強化し、各省が連携して相乗（シナジー）効果を生み出す必要がある。」と言っていた。

上記協議を踏まえ、各省が積極的に調整を行うようになり、5月6日の「海域モニタリングの広域化」につながっていった。

この「広域化」計画においては、文科省は、海洋研究開発機構（JAMSTEC）の船舶を用いて、福島第一原発から30kmを超える海域のモニタリングを実施することになった。それまで、JAMSTECの船舶は、福島第一原発から30km沖合の複数の地点で海水のサンプリングを行っていたが、今回の広域化に伴って、これらの地点のうち3点が、同船舶の航路から外れることとなった。

これを受け、文科省（星野氏）から私（宮川部長）のところに連絡があり、「これらの3点は、継続性の観点から引き続きサンプリングを行いたいと考えているところ、東京電力で採水を担当してもらえないか。」との相談があった。

東電としては、当時既に福島第一原発から15km沖合でモニタリングを実施しており、30km沖合まで船を行かせることは、それほど困難であるとは考えておらず、また、前記2. 記載の、4月上旬に行われた茨城県からの海域モニタリング実施要請に対しては、文科省が同県の沖合5地点でモニタリングを実施し、援護射撃をしてくれたような形になったことに恩義を感じていたため、東電は、星野氏からの要請を受けることとした。

なお、5月6日の「広域化」の原案では、水産庁からの要請を受け、宮城県沖の3地点でも東電がモニタリングを実施する方向で調整が進められていたが、同県は東北電力のテリトリーであったため、発表までに漁協の協力を取り付けることができなかった。

【取扱い嚴重注意】

め、公表文からは削除してもらった。

4. その他

私（宮川部長）は、以前、福島第一原発や日本原燃に勤務し、国や県が実施する防災訓練等に参加してきたが、その際には、海域モニタリングは、海上保安庁が船を出し、事業者が計測要員を派遣するという段取りであった。陸域モニタリングについては、県が責任を持って行い、事業者や国がモニタリング要員を派遣するという構図であった。そして、国や県、事業者との調整を行うのはオフサイトセンターとされていた。

今回の事故対応においては、事故発生後に郡山で事故対応に当たっていた頃（3月17日から26日まで）から、オフサイトセンター（※福島県庁に置かれた現地対策本部の意か。）の姿が見えず、やたらと「官邸主導」という言葉が強調されていたとの印象がある。避難範囲の迅速な決定など、「官邸主導」が機能した部分もあったと思うが、少なくとも、モニタリングについては、現地対策本部は機能しておらず、従来の枠組みでのモニタリングが行えない状況であった。

以 上